

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年1月版】

I 工事概要

1 工事名称 _____
 2 工事場所 _____
 地内
 3 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第1区分	備考
1					
2					
3					
4					

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)		
受電設備	配電盤	・屋内用 ・屋外用 ・ヨーブル式配電盤 ・高圧スイッチギヤ
電力貯蔵設備	蓄電池装置	・風用蓄電装置 ・非常用照明電源、受電設備制御電源専用 ・非常用蓄電装置 用途 容量(kW) (UPS)
光電設備	原動機 発電機 定格出力 太陽光発電装置	() 相 () 線式 電圧() V 50HZ () kVA () kW
中央監視制御設備	発電装置	() kW

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)		
空気調和方式	ダクト方式 FCU方式 ダクト併用方式 パッケージ方式	・
主要熱源機器	吸収冷凍水機 空気熱ヒートポンプユニット	・吸収冷凍水機ユニット ・マルチパッケージ型空気調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
換気設備	換気換気 換気排気	() 有 () 無
排煙設備	排煙排気	() 有 () 無
自動制御設備	電気式 電子式	・デジタル式 ・高電圧式 () 上水 () 井水 () 中水
給水設備	水道直給方式 ポンプ直給方式	() 上水 () 井水 () 中水 増圧ポンプ方式
排水設備	建物内の污水と離排水 ポンプ排水 汚水放流水 排水放流水	() 分便 () 合流 () 池水 () 雨水 () 排水 () 污水 () 無 () 公共下水道 () し尿消化槽 () し尿浄化槽 () 公共下水道 () 池水 () 無 ()
消防設備	屋内消火栓 連結消火栓 二酸化炭素消火 新ガス系消火 都市ガス 液化石油ガス	() 1号 () 2号 () 屋外消火栓 () 連結消火栓 () 二酸化炭素消火 () 新ガス系消火 () フード専用簡易自動消火 () 大火栓 () 布新業者名 () ①規則別 () ②規則別 () 蒸熱量 () MJ/Nm ³

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

※「建築工事標準詳細図(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ※「公共建築工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修・環境監修)
 ※「公共建築工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修・環境監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
 ※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 ○印の付かない場合は、×印の付いたものを適用する。
 ○印と×印の付いた場合は、両方を適用する。
 ※印を適用しない場合は、×に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある〔県： 〕と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、〔 〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項目番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目	特記事項		
1 ○ 1 通用基準等	共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部) ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修) ※ よくま共通基準等ニバーサルデザイン指針 ※ 建築工事標準仕様書-同解説(日本建築学会) (適用工種：全工程、一部工種 (JASS)) ※ 建築関係工事における週休2日促進工事実行要領 (※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領) ※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部) ※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領		
一般共通事項	1 ○ 2 施工条件 1 ○ 3 工事実績データの作成、登録 1 ○ 4 技能士		
1 ○ 20 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。 ※ 図示による BM土 ()		
1 ○ 21 設計GL	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。		
1 ○ 22 覚存部分等への処置	工事区分別表-1による。 施工図 設備機器の設置、取り扱いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承認を受けること。		
1 ○ 23 他工事との取合い	ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。		
1 ○ 24 建築材料 設備機器等	電気工事法の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事により施工を行う。		
1 ○ 25 電気工事士	(1) 火災保険 ※ 適用する (※ 保険期間:工期+14日 ※ 加入時期:工事完了時 ※ 補足:本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 法定外の労災保険の付保: (※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 關係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。		
1 ○ 26 火災保険等	・総合施工運転調整を行う期間を設けること。 施工期間は、()契約工期末の 日間 備品への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、_____ヶ月分とする。 ① 供給開始時期 (契約工期末の 日前) ② 供給終了時期 (空気調和設備機器類 ポンプ類 自動制御設備類) (1) BELS申請書作成及び手続 () 行う () 行わない (2) 分離発注の場合は、※申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。 (3) 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。 (4) 建設物にBELS表示を行ふ。 ※ BELS表示は、申請書作成及び手続を行ふ受注者が行う。 表示は、() 材質: () サイズ: () とする。		
1 ○ 27 官公庁への諸手続き等	※ 本工事の発注方式は、発注者指定型である。 (1) 週休2日促進工事・遅期・月単位 (2) 週休2日交替制促進工事・遅期・月単位 (3) 完全週2日促進工事		
1 ○ 28 構成工期	※ 本工事は入札時積算数量書活用方式の対象工事である。 本方式では、入札時ににおいて発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事費積算契約の締結後に生じた当該積算数量の変更について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。		
1 ○ 29 BELS申請書作成及び手続	※ 建築関係工事共通仕様書による。		
1 ○ 30 週休2日促進工事	※ 建築関係工事共通仕様書による。		
1 ○ 31 入札時積算数量書活用方式	※ 本工事は入札時積算数量書活用方式の対象工事である。 本方式では、入札時ににおいて発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事費積算契約の締結後に生じた当該積算数量の変更について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。		
1 ○ 32 情報共有システム	※ 建築関係工事共通仕様書による。		
1 ○ 33 連隔隔壁	※ 建築関係工事共通仕様書による。		
1 ○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)	(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。		
1 ○ 35 その他	本工事の施工にあたって資機材及び労働者の遅延に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。		
2 ○ 1 仮開い	・波形钢板 ※ 万能板等 単管+シート覆り キャスター/ゲート シートゲート ()		
2 ○ 2 危険防止	※ シート張り 金アミ ()		
2 ○ 3 足場	本工事 () 内部足場 () 外部足場 基礎足場 コンクリート打設足場 なお、本工事で設置した足場、桿橋、作業構台の頃は、無償で別途契約の関係受注者等に使用されること。 別途 () 別途契約の関係受注者が設置した足場、桿橋、作業構台の頃は、無償で使用できる。)		
2 ○ 4 工事用水	足場内既存の施設 () 利用できる () 有償 () 無償 ※ 利用できない		
2 ○ 5 工事用電力	構内既存の施設 () 利用できる () 有償 () 無償 ※ 利用できない		
2 ○ 6 工事用進入路	・仮設道路造成 ()		
2 ○ 7 ベンチマーク	設置方法 コンクリート杭 固定物 ()		
2 ○ 8 交通誘導警備員	※ 置く () 計 人 () 置かない () 置く期間 ()		
2 ○ 9 仮設骨格	指定地盤 ※ 訂当無 訂当有 ()		
2 ○ 10 仮設骨格の設置条件	使用期間及び借地条件 () 因由による その他 () 別途協議 転用回数 () 回 有り () 因由による ※ 無し 仮設骨格の構造及び施工方法の指定 原則モニタのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 原則モニタのサムネイル一覧を提出する。		
3 ○ 1 埋戻し及び盛土	種別 A種 () B種 () C種 () D種 (3.2.3)(表3.2.1)		
3 ○ 2 建設発生土の処理	構外指⽰の場所 () 撤出先の名稱 () 撤出先の所在地 () 市・郡 町・村 大字 字 地内 撤出先の処理 () 焼きなし () 焙 () km 運搬距離 ()		
3 ○ 3 その他	なお、受注後、撤出や搬出費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。 協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、除外法(外構開削)、砂積斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正地造成等規制法)との諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。 搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。 搬入指標の場所 () 焚きなし () 大積 ()		
3 ○ 4 建築発生土処理	※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編[建築工事]1.4.2[施工計画書]の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 施工方法(場所・形狀等) (2) 排水計画 (3) 場内維持等 ※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 ※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。 ※ 撮影は福島県土木部制定「建設設備工事監理基準」による。		
3 ○ 5 その他			
3 ○ 6 その他			
3 ○ 7 監督員事務所			
3 ○ 8 工事用表示板			
3 ○ 9 施工壁標			
3 ○ 10 色彩計画			
3 ○ 11 使用材料等			
3 ○ 12 特別な材料の工法			
3 ○ 13 風荷重等			
3 ○ 14 記録報告	1) 報告時期 () 毎月1回 () 監督員の指示		
3 ○ 15 電子納品	1) 報告時期 () 毎月1回 () 監督員の指示		
3 ○ 16 完成時の提出書類	(1) 完成図 () 提出する () 提出しない () 黒表紙(金文字入)A4版(1部) () ハードファイルA4版(

章		項 目							特 記 事 項								
1 機械設備共通事項		工事項目（機械設備工事）○印を付したもの										機械設備共通事項					
1.1 工事項目	1. 空気調和設備	1.1.1 施設種別及び屋外	1	2	3	4					屋外	1.1.2 施設種別	1.1.3 施設種別	1.1.4 施設種別	1.1.5 施設種別	1.1.6 施設種別	1.1.7 施設種別
1.2 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
1.3 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
1.4 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
1.5 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
1.6 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
1.7 23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
1.8 24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
1.9 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
1.10 26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
1.11 27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
1.12 28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
1.13 29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
1.14 30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
1.15 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
1.16 32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
1.17 33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
1.18 34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
1.19 35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
1.20 36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
1.21 37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	
1.22 38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
1.23 39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	
1.24 40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
1.25 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
1.26 42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	
1.27 43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
1.28 44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
1.29 45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	
1.30 46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
1.31 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
1.32 48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	
1.33 49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
1.34 50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	
1.35 51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	
1.36 52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	
1.37 53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
1.38 54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	
1.39 55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	
1.40 56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	
1.41 57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	
1.42 58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	
1.43 59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	
1.44 60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	
1.45 61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	
1.46 62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	
1.47 63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	
1.48 64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	
1.49 65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	
1.50 66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	
1.51 67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	
1.52 68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	
1.53 69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	
1.54 70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
1.55 71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	
1.56 72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	
1.57 73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
1.58 74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
1.59 75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	
1.60 76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	
1.61 77	78	79	80	81	82	83	84	85</td									

東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	16 準備期間確保工事	<p>準備期間確保工事 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>コリングスの登録 受注時の「コリングス登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機間に登録申請しなければならない。</p> <p>福島県元請・下請関係適正化指導要綱 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>その他 ・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>	15 工事区分 別表一の記入上の注意:※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、・を〇に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には〇を記入し、※を・に変えること。 別表一 設備工事との工事区分表
	2 労働者確保	<p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建設関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になつた場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 ・ 実績費(共通仮設費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 ・ 労務管理費:集会及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用(純工事費に含まない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用)</p> <p>(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(実績費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費):割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際にお支払った全ての証明書類(領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出す。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>			
施工条件	1 工程関係	* 調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 図示による ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 建設機械等の調整 ・ その他()			15 工事区分 別表一の記入上の注意:※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、・を〇に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には〇を記入し、※を・に変えること。 別表一 設備工事との工事区分表
	2 施工時間 施工時間 施工方法	* 制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工種名() ・ 施工時期(・土日祝日のみ)・図示による・その他() ・ 施工時間(・時~時まで)・時まで・ ・ 施工方法()			
	工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	・ 有(・年月日)・別紙のとおり ・ 無 ・ 有(・:~:・別紙のとおり) ・ 無			
	3 他機関との協議	協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期()			
	4 工事用地	・ 下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場(※構内・()) (2)資材置き場(※構内・()) (3)建設生土(埋戻し、盛り土用)の仮設場所(※構内・()) ・ 仮設ヤード *無し・有り(※図示による・())			
	5 公害対策	*施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音・振動・水質・粉じん・排出ガス・その他() ・ 施工方法等 ・ 指定工法名()・別途協議による・図示による			
	6 安全対策	・ 事業損失防止に関する調査 ・ 震音測定・振動測定・水質調査・近隣家庭の事前・事後調査・地盤沈下測定 ・ その他() ・ 調査箇所 ・ 図示による・別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による・() ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等(・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他()) ・ 制限を受ける工種()			
	7 その他	*敷地内に禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。			

17	現場環境改善(快適トイレの設置)	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式・洋風便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 貓い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女別いる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 摶音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 噴気式除臭機能の多量化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、從来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	20 熱中症対策	<p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日にに関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現操作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点に38ける WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 桧枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 鹿館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐	相双	相馬, 鹿館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松																					
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																					
県南	白河, 東白川																					
会津若松	金山, 若松																					
喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																					
南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐																					
相双	相馬, 鹿館, 浪江, 川内, 広野																					
いわき	山田, 小名浜																					
18	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	21 総合評価方式における技術提案書の確認	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員～提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																		
19	1 内容		22 機械設備工事特記仕様書	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員～提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																		

福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	印	工事名称	機械設備工事特記仕様書(3)	図面番号
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	図面名称				

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考			
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後								
・ 1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	○	水圧試験	1.75M Pa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれにによる。			
・ 2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分				
・ 3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分				
・ 4 給湯管	○	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分				
・ 5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	○	水圧試験	管種 初圧 60分後 架橋ポリエチレン管 0.75M Pa 0.45M Pa以上 ポリプロピレン管 0.75M Pa 0.55M Pa以上 〔注〕継手部分の漏水の有無を目視確認する。	60分	60分後に規定の圧力以下の場合は再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。			
・ 6 排水管(屋外埋設管以外)	○	○	○	○	○	満水試験	30分					
・ 6 排水管(屋外埋設管)			○			煙試験	刺激性の濃煙 250P a	15分				
・ 7 排水ポンプ吐出管			○		○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分				
・ 8 各消防ポンプに連結される消防配管		○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分				
・ 9 各種送水口に連結される消防配管		○	○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75M Paのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等			
・ 10 不活性ガス消火配管		○		○	○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8M Pa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
・ 11 粉末消火配管				○	○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5M Pa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
・ 12 冷水管、冷却水配管		○		○	○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75M Pa)	30分				
・ 13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2M Pa)	30分				
・ 14 油管	○	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分				
・ 15 冷媒配管				○	○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類 気密試験圧力 R 2 2 R 1 3 4 a R 4 0 7 C R 4 1 0 A 〔注〕(1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MP a以下になつてからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れのないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。		外部に発泡液を塗布して漏れのない事。 その後24時間放置して漏れのない事。	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。		
・ 16 住宅用暖房配管				○	○	水圧試験	住戸内 0.15M Pa (ただし、温水コンセント接続後は0.1M Pa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	30分				
・ 17 通水試験				○	○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。					
・ 18 水質試験				○	○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例			
・ 19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4M Pa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ				
・ 20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。						
・ 21 水槽類				○	○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間				

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考	
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後						
・ 22 鋼製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・最高使用圧力が0.42M Pa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2M Pa) ・最高使用圧力が0.42M Paを超える1.5M Pa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3M Paを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1M Paを加えた圧力(ただし、最小0.2M Pa)				
・ 23 鋳鉄製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・蒸気ボイラーは、0.2M Pa ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2M Pa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2M Pa以下のボイラーは0.4M Pa、最高使用圧力が0.2M Paを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍				
・ 24 真空式温水発生機				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下				
・ 25 無圧式温水発生機				○	満水試験			30分		
・ 26 鋳鉄製温水発生機				○	水圧試験	セクションの試験圧は0.6M Pa		10分		
・ 27 温水発生機に組込む熱交換器				○	水圧試験	最高使用圧力に0.1M Paを加えた圧力(ただし、最小0.2M Pa)				
・ 28 冷凍機				○	水圧試験	設計圧力の1.5倍			冷水及び冷却水系路	
・ 29 速心冷凍機				○	気密試験	真空中95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下			運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く	
・ 30 吸收冷凍機				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下				
・ 31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0M Pa		10分		
・ 32 ファンコンペクター コンベクター ベースボードヒーター バネルラジエーター				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5M Pa)				
・ 33 貯湯タンク				据付完了後	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P_a : 补正された試験圧力又は気圧試験圧 P : 补正前の試験圧力又は気圧試験圧 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力				
・ 34 密閉形隔膜式膨張タンク				据付完了後	水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上				
・ 35 地下オイルタンク				据付完了後	水圧試験	70kPa以上		10分		

2. 凝水槽設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・ 1 槽類				工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。		24時間	
・ 2 汚水管及び汚泥管	○	○	○		満水試験			30分	
・ 3 ポンプ吐出管		○	○	○	水圧試験	最小圧力0.75M Pa		60分	
・ 4 消泡管	○	○	○	○	通水試験				
・ 5 空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍		60分	

3. ガス設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・ 1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスマーター取付後、管内空気を排出して行う。			供給会社規程 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・ 2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56M Pa、低圧側4.4kPa以上10.0kPa以下 10L以下 5分 10L~50L 10分 50L超過 24分			